

～ 茨 木 市 ～

認可外保育施設を運営している事業者向け

本年 **10** 月から

幼児教育・保育の **無償化** が
スタートします

○無償化の対象は「**保育が必要**」な利用者のみです。

- ・無償化の対象となるのは、居住する市区町村から「保育の必要性の認定」を受けた方のみです。
- ・「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があり、利用者が市区町村に申請します。
(認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要。)

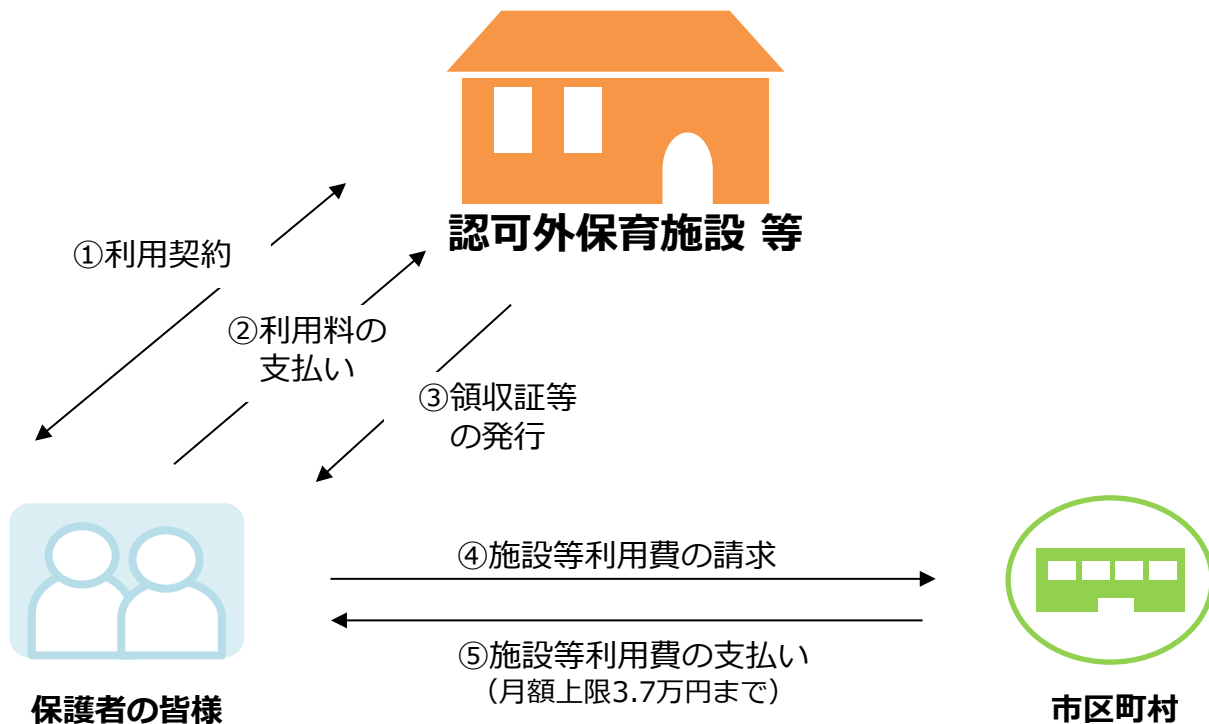
○無償化には**上限額**があります。

- ・無償化の上限額は以下のとおりです。
3～5歳児クラス：月額3.7万円まで
0～2歳児クラス：住民税非課税世帯の子どもたちを対象に月額4.2万円まで
- ・利用者が市区町村所定の請求書に必要事項を記載し、利用する認可外保育施設が発行する領収証等を添付して、市区町村に申請します。(請求書等のフローは裏面参照)

○国が定める**基準を満たす**ことが必要です。

- ・無償化の対象となるには、国が定める「**認可外保育施設指導監督基準**」を満たすことが必要です。
(ただし、**令和元年10月**までに施設を開設し、届出を行った施設については、**令和3年9月末までは基準を満たさなくても無償化の対象**となります。)
- ・**茨木市外**にある認可外保育施設についても、**利用者が茨木市民の場合、上記の基準が適用**されます。

[基本的な手続きのイメージ]



※利用者が保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、利用者から市区町村に申請が必要です。請求・支払いの時期など、手続の詳細については、市区町村に確認の上、利用している保護者にご説明ください。

※利用者は、これまでどおり利用する施設に利用料を支払い、市区町村に施設等利用費を請求します。その後、市区町村から施設等利用費が利用者に支払われます。具体的な手続きは、市区町村に確認してください。

※無償化の対象は保育料です。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

保護者に対しては、保育料と通園送迎費等が区分できる領収証等を発行してください。

(内閣府のホームページで領収書を含め無償化に係る書類の例を掲載しています。)

※**保育料を変更する場合は、その内容及び理由の掲示と保護者への説明が必要です。質の向上を伴わず、無償化対象者の保育料のみを引き上げるなど、無償化に伴う理由のない保育料の引き上げはできません。**

お問い合わせ先

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

茨木市こども育成部保育幼稚園事業課

TEL : 072-620-1638 MAIL : hy-jigyo@city.ibaraki.lg.jp

【認可外保育施設の届出について】

茨木市こども育成部保育幼稚園総務課

TEL : 072-655-2753 MAIL : hy-somu@city.ibaraki.lg.jp

※内閣府ホームページでは、無償化の手続きの詳細やFAQを掲載しています。

内閣府 無償化

検索

